



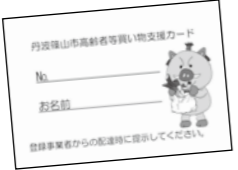
丹波篠山市

高齢者等買い物支援事業

どんな人が利用できるの？

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

- ① 75歳以上のみの世帯
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けた者のある世帯
  - ③ 療育手帳の交付を受けた者のある世帯
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のある世帯
  - ⑤ その他市長が認める世帯
- ※養護老人ホームや特別養護老人ホーム、障害者支援施設  
その他これに準ずる施設の入所者を除きます。  
※詳細は市ホームページをご確認ください。



利用方法は？

申し込み

- ① **カードの申請**  
地域振興課・各支所に備え付けの「買い物支援カード交付申請書」で申請する  
※持参・郵送または電話でも受け付けます。
- ② **カードの受け取り**  
買い物支援カードを地域振興課・各支所で受け取る  
※郵送を希望される場合は、電話で申し込み。

利用

- ③ **注文**  
登録事業者に、電話などで必要なものを注文する
- ④ **商品の受け取り**  
買い物支援カードを提示し、サインをして商品を受け取る  
※代金は配達事業者にお支払いください。

どこのお店が使えるの？

配達事業者	(有)やまがみ	立町	☎552-0287
	(有)フードショップ小島	福住	☎557-0041
	ふくすみストアー	安田	☎557-0053
	くらしの百貨おくも	福井	☎558-0031
	ウオショウ	宮田	☎593-0022
	フードショップいじり	下板井	☎593-0003
	ショップヤマヒョウ	本郷	☎590-7200
	園田商店	大山下	☎596-0508
	山本くん	野中	☎594-5988
	ライフデリ丹波篠山店	郡家	☎556-5855

事業者の声

**地域に少しでも貢献したい**  
配達を利用されている方には、週1回、同じ曜日・同じ時間に訪問しています。前週に聞いた注文をお届けし、次週の注文を聞いて帰るというサイクルです。品物は、必ず手渡し。「見守り」という点で大切にしていることです。顔の見える関係性を築いてお届けしています。

(有)やまがみ 店長 **山上一夫さん**

問い合わせ 地域振興課 ☎552-5112 / 城東支所 ☎556-3111 / 多紀支所 ☎557-1161 / 西紀支所 ☎593-1111  
丹南支所 ☎594-1131 / 今田支所 ☎597-3111



ショップヤマヒョウ



山本くん



フードショップ小島



園田商店

市では高齢者や障がい者の皆さんの買い物支援として、生活に必要な食料品や日用品などの買い物にお困りの方に対して、個別に配達しやすい環境を整えています。  
配達に係る経費の一部を市内登録事業者に助成することで、ご注文の日用品や食料品をご自宅にお届けし、利用者の皆さんの生活支援や見守りを行います。  
ぜひ、買い物支援サービスをご利用ください。

利用者の声



配達は、本当にありがたいです。いつも注文する品物も、冷凍タイプの個包装の料理はレンジで温めてすぐ食べられ、量も良い加減でとても助かっています。  
(小松一枝さん)

おいしいし、気軽に頼めるので助かっています。(利用者Aさん)  
単車の免許も返納し、日中は家族も仕事に行くため、遠くにいくことができないので、大変便利です。(利用者Bさん)



2月19日(日)は市長選挙および市議会議員補欠選挙の投票日  
期日前投票立会人を募集します

**仕事の内容** 選挙の期日前投票事務に立ち会い、公正に投票が行われているかを確認します  
**期間** 2月13日(月)～18日(土)  
**時間** 市役所本庁＝8時30分～20時 / 丹南支所(篠山口駅兼務) 8時30分～20時 / 各支所(丹南支所駅兼務除く)＝8時30分～17時  
※希望される日時・場所を選択できますが、同一条件で申し込み多数の場合は選挙管理委員会で調整します。  
**募集人数** 各日、期日前投票所ごとに2人(延べ72人)  
**報酬** 市役所本庁、丹南支所(篠山口駅兼務時)＝9,600円 / 各支所(丹南支所駅兼務時除く)＝7,100円 ※すべて源泉徴収有。  
**応募資格** 日本国民で丹波篠山市の選挙人名簿に登録されている方  
**申込期限** 1月17日(火)まで(土日祝、令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く)  
**申し込み方法** 市ホームページまたは、市役所および各支所で募集チラシと申込書を手入力いただき、必要事項を記入のうえ、郵送または直接提出  
**申し込み・問い合わせ** 選挙管理委員会 ☎552-5116

「河合雅雄先生顕彰」検討委員会委員を募集します

**任期** 委嘱する日(1月下旬予定)～令和5年3月31日  
**内容** 名誉市民・故河合雅雄先生のご功績を顕彰し、河合先生が残された自然保護や野生動物との共生、歴史文化を生かすまちづくり等の提言を後世に語り継ぐため、その方策を検討します  
**資格** 市内に在住、在学、在勤、活動および事業をしている方で18歳以上の方(令和4年4月1日現在)  
**開催** 年度内に2～3回程度  
**報酬** 日額4,000円  
**応募期限** 1月13日(金)  
**募集人数** 2人  
**申し込み方法** 下記に備え付けの申込書(市ホームページに掲載)と小論文「河合雅雄先生が残されたもの」(任意様式800字程度)を添えて、郵送、メール、または直接提出  
**申し込み・問い合わせ** 秘書課 ☎552-5109  
掲載の内容は12月12日現在の内容です。この事業を行うには、12月22日に開催される市議会の議決が必要です。

